

海外出張報告書

出張目的： IASB会議（2013年11月）傍聴
日 時： 2013年11月20日（水）～11月22日（金）
場 所： ロンドン IASB本部
出張者： 企業会計基準委員会 研究員 藤澤 秀樹

IASB 会議（2013年11月）傍聴報告

日時：2013年11月20日（水）～11月22日（金）

<11月20日の一部に FASB との合同会議あり>

スケジュール：付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2013年11月20日から22日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。FASB も、いくつかのセッションに参加した。

議論されたトピックは以下のとおりであった。

- 投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拋出
- 共同支配事業に対する持分の取得
- IAS 第16号「有形固定資産」及びIAS 第38号「無形固定資産」
－公開草案「減価償却及び償却の許容される方法の明確化」
- IFRS 年次改善 2012年 - 年2014 サイクル
－デュー・プロセス ペーパー
- IFRS 第2号「株式に基づく報酬」
－業績条件の定義：勤務期間後に達成される業績目標
- 料金規制対象活動：暫定 IFRS
- IAS 第1号「財務諸表の表示」
－開示イニシアティブ
- IAS 第1号「財務諸表の表示」
－継続企業の前題の評価に関する開示要求
- 収益認識
- 金融商品：分類及び測定
- リース
- 金融商品：減損
- IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビュー
- 料金規制対象活動：調査研究プロジェクト

【11月20日（水）】

- 投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拋出 (IFRS 第10号及びIAS 第28号の修正案)

IASBは、アジェンダペーパー12A「従ったデュー・プロセスの要約」を議論した。

IASBは修正の発効日は2015年1月1日とすべきであると暫定的に決定した。

IASBは、2012年12月公表のED/2012/6「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拋出」（IFRS第10号及びIAS第28号の修正案）の公表以降に行ってきたデュー・プロセスのステップをレビューし、適用すべきデュー・プロセスのステップは完了しているという結論を下した。

IASBは、最終確定前に修正の再公開の必要はないことも確認した。

IASBメンバー全員が賛成した。

1名のIASBメンバーがIFRS第10号及びIAS第28号の修正案の公表に反対する意向を表明した。

次のステップ

IASBは、最終の修正を2014年の第1四半期に公表する予定である。

■ 共同支配事業に対する持分の取得（IFRS第11号の修正案）

IASBは、アジェンダペーパー12B「従ったデュー・プロセスの要約」を議論した。

IASBは、修正の発効日は2015年1月1日とすべきであると暫定的に決定した。IASBは、2012年12月公表のED/2012/7「共同支配事業に対する持分の取得」（IFRS第11号の修正案）の公表以降に行ってきたデュー・プロセスのステップをレビューし、適用すべきデュー・プロセスのステップは完了しているという結論を下した。

IASBは、最終確定前に修正の再公開の必要はないことも確認した。

IASBメンバー全員が賛成した。

次のステップ

IASBは、最終の修正を2014年の第1四半期に公表する予定である。

■ IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形固定資産」 —公開草案「減価償却及び償却の許容される方法の明確化」

2012年12月にIASBは、公開草案ED/2012/5「減価償却及び償却の許容される方法の明確化」（IAS第16号及びIAS第38号の修正案）を公表した。コメント期間は2013年4月2日に終了した。

2013年10月の会議でIASBは、解釈指針委員会のメンバーが行った提案を議論し、修正案に改訂を加えるようスタッフに依頼した。

2013年11月の会議でIASBは、改訂後の修正案を議論し、これを進めるべきであると決定した（いくつかの文言の変更を条件に）。IAS第16号及びIAS第38号の修正案は次のようになる。

- a. 収益は減価償却費の測定の基礎としては不適切である旨を記載する。資産の使用を含んだ活動により創出される収益は、一般的に、単なる資産の消費以外の要因（他のインプット及びプロセス、販売活動、販売量及び価格の変動を含む）を反映するからである。
- b. 収益は減価償却費の測定について不適切な基礎であると推定されるという反証可能な推定をIAS第38号に追加する（ただし、収益と資産の消費との間に強い相関関係があると立証できる場合又は無形の権利が収益の測定値として示される稀な状況がある場合を除く）。
- c. 償却方法の選択に関する追加的なガイダンスを示す。無形資産に特有で、企業による当該無形資産の使用の限界を決定する制限要因を参照することにより行う。
- d. 減価償却費及び償却費は、資産に具現化された将来の経済的便益の予想される消費パターンの見積りである旨を記載する。

また、IASBは、財又はサービスの販売価格の予想される低下は経済的陳腐化の存在を示唆している可能性があり、これは資産に残っている経済的便益の減少を反映している可能性がある旨を明確化することを暫定的に決定した。

IASBメンバー全員が賛成した。

次のステップ

IAS第16号及びIAS第38号の最終の修正の公表前に、スタッフは、IASBがこれまでに行ってきたデュー・プロセスのステップを示すペーパーを次回の会議で提示する。

■ IFRS年次改善 2012 - 2014年サイクル ーデュー・プロセス ペーパー

IASBスタッフは、公開草案の公表に備えて、IASBがこれまでに行ってきたデュー・プロセスのステップを説明した。IASBは、これまでデュー・プロセスの要求事項が準拠されてきたということに合意した。

IASBは、公開草案は90日のコメント期間で公表すべきであると決定した。これはIASBが年次改善に関するコメントを求める公開について与える通常の間である。IASBメンバー全員が賛成した。

公開草案の公表に反対する意向を示した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

IASB は、公開草案「年次改善 2012-2014 年サイクル」を 2013 年 12 月に公表する予定である。

■ IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」

ー業績条件の定義：勤務期間後に達成される業績目標

2013 年 10 月の会議で、スタッフは IASB に、米国の緊急問題専門委員会（EITF）の最近の合意事項について情報提供した。所要の勤務期間の後に達成される業績目標は業績条件であるという合意である。また、スタッフは IASB に、EITF によるこの決定は「年次改善 2010-2012 年サイクル」に含まれている IASB の「業績条件」の定義案と異なっていると伝えた。IASB の「業績条件」の定義案を用いると、所要の勤務期間の後に達成される業績目標は業績条件としては扱われず、権利確定条件以外の条件として扱われることになるからである。

2013 年 11 月の会議で IASB は、業績目標が達成される期間は勤務期間を超えるべきではないという提案を確認することを決定し、「年次改善 2010-2012 年サイクル」を通じて IFRS 第 2 号の修正を最終確定することを決定した。

IASB メンバー全員が賛成した。

次のステップ

IASB は、「年次改善 2010-2012 年サイクル」に含まれている修正を 2013 年 12 月に最終確定する予定である。

■ 料金規制対象活動：暫定 IFRS

IASB は、アジェンダペーパー14「発効日及びデュー・プロセスのステップ」を議論した。

IASB は、暫定 IFRS の発効日は 2016 年 1 月 1 日とすべきである（早期適用を認める）と暫定的に決定した。また、IASB は、これまでに要求される必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了したと確信していると述べ、スタッフに書面投票用の暫定 IFRS の文案を作成するよう指示した。IASB メンバー全員が賛成した。

次のステップ

IASB は、暫定 IFRS 「規制繰延勘定」を 2014 年の第 1 四半期に公表する予定である。

■ IAS 第1号の修正

IASBは、IAS第1号「財務諸表の表示」への狭い範囲の修正案を議論した。

アジェンダペーパー 8A：開示イニシアティブ：IAS第1号の修正

IASBは9月の議論を継続した。IAS第1号の第114項が財務諸表注記の表示について「標準」の順序を課すべきか、あるいは、企業が財務諸表注記の順序を決定する際の柔軟性を高めるべきかに関するものである。

IASBは、今後公表予定のIAS第1号の修正の公開草案の中に、企業が財務諸表注記の順序を決定する際にさらに高い柔軟性を認める提案を含めることを暫定的に決定した。IASBメンバー全員が賛成した。

次のステップ

IASBは、経過措置案及びこれまでに実施してきたデュー・プロセスのステップを2014年1月に議論する。

アジェンダペーパー 8B：継続企業の検討に関する開示要求：重要な結論及び議論のための例示

2012年にIFRS解釈指針委員会（「解釈指針委員会」）は、IAS第1号に関する明確化の要望を受けた。この基準では、経営者が企業の継続企業としての存続能力に関して重要な不確実性を発見した場合には、その不確実性を開示することを要求している。2013年1月の会議で、解釈指針委員会は、このような不確実性の開示に関しての狭い範囲の修正を、審議のためにIASBに提案した。その後、2013年3月の会議で、IASBは解釈指針委員会の提案をさらに開発するよう要請した。

今回の会議でIASBは、修正案の開発の基礎となる内容を議論した。

- a. 財務諸表の作成の基礎として使用する継続企業の現行の定義は変更しない。
- b. 継続企業の検討のプロセス自体は提案の影響を受けない。
- c. 継続企業に関する開示は、その規模、可能性及び時期により企業の継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせる事象又は状態の識別が契機となる。
- d. 清算又は停止を回避するのに十分な、効果的で実行可能な軽減措置が利用可能であると経営者が判断した場合であっても、開示は要求される。

IASBは、開示について提案されている契機が適切かどうかを議論した。

議論の中でIASBは、継続企業に関する情報は投資者にとって重要なものであり、企業の

継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせる事象及び状態に関する情報は、投資者及び債権者にとって有用であると認識した。

しかし、多くの IASB メンバーが、これらの開示の微妙な性質に関して懸念した。一部のメンバーは、これらの開示を行う際に企業は、継続企業でなくなるリスクが増大する可能性がある（すなわち、開示の行為が自己達成的な予言となる可能性がある）ことを懸念した。他のメンバーは、規模、可能性及び時期の要件を用いたとしても、あまりにも多くの事象又は状態が開示され、決まり文句の開示が生じるおそれがあるとの懸念を表明した。一部の IASB メンバーは、追加的なガイダンスが必要であるということに納得しなかった。

したがって、IASB は、これらの提案をさらに開発はしないことを決定し、IAS 第 1 号の修正案の基礎としてこれらの結論を使用するというスタッフ提案に反対した。

8名の IASB メンバーがスタッフ提案に反対票を投じた。

■ 収益認識

（IASB 単独の意思決定セッション）

IASB スタッフは IASB に、2013 年 5 月の会議で IASB が最後に収益認識プロジェクトに関するデュー・プロセスのステップを検討して以降、当該プロジェクトに関して完了したデュー・プロセスのステップに関してアップデートした（アジェンダペーパー 7A）。IASB は、2013 年 5 月の会議で行った決定を確認した。具体的には、IASB は、デュー・プロセスの要求を満たしており、十分な協議と分析を実施してきたことを確認した。さらに、IASB は収益認識基準の再公開は行わないことを決定し、スタッフが書面投票プロセスを開始できるという点で合意した。

IASB メンバー全員が賛成した。

収益認識基準の公表に反対する意向を示した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

スタッフは最終の収益認識基準の文案作成を開始しており、IASB は収益認識基準を 2014 年の第 1 四半期に公表する予定である。

■ 金融商品：分類及び測定

IASB と FASB は、両審議会の最近の公開草案における事業モデルの評価の明確化を議論した。

アジェンダペーパー 6A：一般的な事業モデルの評価

両審議会は、「事業モデル」という用語の意味（キャッシュ・フロー実現の役割を含む）及び事業モデルを評価するレベルを議論し、事業モデルの評価を次のように行うべき旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. キャッシュ・フローを生成し、企業にとっての価値を創造するための金融資産の実際の管理に言及すべきである（すなわち、可能性の高い実際のキャッシュ・フローが主に契約上のキャッシュ・フローの回収、売却収入又はその両方のどれから生じるのか）。
- b. 金融資産を、活動及びリスクがキャッシュ・フローの生成と価値創出のためにどのように管理されているかに関して最も目的適合性のある有用な情報を提供する測定属性に割り当てるべきである。
- c. 特定の（共通の）目的を達成するために一緒に管理されている金融資産（のグループ）を反映するレベルで評価すべきである。

15名のIASBメンバーが賛成した。7名のFASBメンバーが賛成した。

両審議会は、事業モデル（及び事業モデルの変更）をどのように評価すべきなのかに関する明確化を議論し、以下のことを明確化することを暫定的に決定した。

- a. 金融資産の管理に関する企業の事業モデルは、事業モデルの目的を達成するために実施されている特定の活動を通じて観察可能であることが多い。
- b. 売却は事業モデルの評価の決定的要因ではなく、売却活動に関する情報は単独で考慮すべきではない（アジェンダペーパー 6Aについてのオブザーバー・ノートの第76項(a)から(b)で詳細に記載のとおり）。
- c. 事業モデルの変更が生じるのは、営業にとって重大なレベルで企業が何かを停止又は開始した場合だけである（一般的にそれに該当するのは、企業が事業ラインの取得又は処分をした場合だけであろう）。

15名のIASBメンバーが賛成した。4名のFASBメンバーが賛成した。

また、IASBは、以下のことを明確化することを暫定的に決定した。

- a. 事業活動は通常、事業モデル及び当該事業モデルにおける基礎となる金融資産の業績の評価と報告の方法（すなわち、主要な業績指標）を、事業モデルの遂行に通常影響を与えるリスク及び当該リスクの管理方法とともに反映する。
- b. 企業は、評価日現在で利用可能なすべての関連性のある客観的な情報を考慮すべきであるが、「もしも」のシナリオ又は最悪ケースのシナリオについて、それらのシナリオが発生するとは合理的に予想していない場合には、そのすべてを考慮すべきとは限らない。
- c. キャッシュ・フローが、事業モデルの評価をした日現在での企業の予想とは異なる方法で実現する場合、その評価をした時点で利用可能であったすべての関連性のある客観的な情報を企業が考慮していた限りは、次のどちらも行わない。
 - i. 過去の期間の財務諸表の修正再表示

ii. 事業モデルにおける残りの金融資産の分類の変更

15名のIASBメンバーが賛成した。

さらに、FASBは、分類変更を財務諸表に反映する日に関して、FASBの暫定的な分類測定モデルにおけるガイダンスをIFRS第9号「金融商品」と合わせることを暫定的に決定した。具体的には、FASBは、分類変更日を事業モデル変更後の最初の報告期間の初日とすることを暫定的に決定した。FASBは以前に、分類変更日は事業モデルの変更が生じた報告期間の末日とすべきであると提案していた。

4名のFASBメンバーが賛成した。

アジェンダペーパー 6B：回収のために保有する事業モデル

両審議会は、回収のために保有する事業モデルの明確化を議論し、アジェンダペーパー6Bについてのオブザーバー・ノート第62項(a)から(d)に示しているように、回収のために保有する事業モデルに関する適用指針を明確化することを暫定的に決定した。具体的には、

- a. 「キャッシュ・フロー（価値）実現」の回収のために保有するという現在の概念を補強する。
- b. 少額かつ／又は稀な売却は、回収のために保有する事業モデルと矛盾しない場合もあることを強調する。
- c. 売却に関する情報は単独で考慮すべきではなく、決定的なものではない旨を明確化する。
- d. 信用の悪化に起因する潜在的な信用損失を最小限にすることを目的とした信用リスク管理活動が、回収のために保有するという目的に不可欠である旨を明確化する。

16名のIASBメンバーが賛成した。7名のFASBメンバーが賛成した。

さらに、上記の(a)による明確化の一部として、FASBは、回収のために保有する事業モデルに関するガイダンスは、事業モデルの目的の達成を目的とした活動を強調すべきであると暫定的に決定した。

7名のFASBメンバーが賛成した。

両審議会は、信用リスクの集中を管理する際に行われる売却の評価は、当該事業モデルにおいて行われる他の売却と同じ方法で行うべきであると暫定的に決定した。

12名のIASBメンバーと4名のFASBメンバーが賛成した。

アジェンダペーパー 6C：公正価値区分

両審議会は、公正価値測定区分を議論した。

両審議会は、2つの公正価値測定区分（すなわち、その他の包括利益を通じた公正価値（FVOCI）と純損益を通じた公正価値（FVPL））を維持すること、FVOCIで測定する事業モデルを定義しFVPLを残余の測定区分として維持することを暫定的に決定した。

12名のIASBメンバーと7名のFASBメンバーが賛成した。

両審議会は、FVPLの測定区分に関する適用指針を明確化することを暫定的に決定した。具体的には、以下のことを明確化する。

- a. 公正価値ベースで管理と評価を行っているか又はトレーディング目的で保有している金融商品は、FVPLで測定しなければならない。
- b. FVPLで測定される金融資産については、企業は資産の公正価値の変動に基づき、また、資産の公正価値を実現する目的で、意思決定を行う。

12名のIASBメンバーが賛成した。7名のFASBメンバーが賛成した。

さらに、IASBは、FVPLの測定区分において企業が実施する活動は、主として公正価値情報に焦点を当て、経営幹部は当該公正価値を用いて資産の運用成績を評価し、それに応じて意思決定を行うものである旨を明確化することを暫定的に決定した。さらに、もう1つの指標は、財務諸表利用者が企業の業績を評価するためにこれらの資産の公正価値情報に主に関心があるということである。

12名のIASBメンバーが賛成した。

また、両審議会は、FVOCIの測定区分に関する適用指針を明確化することを暫定的に決定した（アジェンダペーパー6Cについてのオブザーバー・ノートの第76項(a)から(c)、(d)(ii)から(d)(iv)及び(e)に示しているとおり）。具体的には、以下を明確化する。

- a. FVOCI事業モデルにおいて、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために金融資産を管理することは、目的そのものではなく、金融資産をある特定の目的を達成するために管理している方法の結果である。すなわち、FVOCIに分類する資産は、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって、事業モデルの目的（流動性管理、金利リスク管理、利回り管理及びデュレーションのミスマッチ管理）を達成するために管理されている。
- b. 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却を通じたキャッシュ・フローの実現の両方がFVOCI事業モデルの遂行に不可欠であり、FVOCI事業モデルにおける売却の頻度又は金額についての閾値はない。
- c. 特定の活動は通常、FVOCI事業モデルの目的を達成することを目的としている。

12名のIASBメンバーが賛成した。7名のFASBメンバーが賛成した。

また、IASBは、回収及び売却のために保有する事業モデルにおける金融資産について、主要な業績指標には、契約上の利回り、減損費用及び公正価値の変動が含まれることを明確化することも暫定的に決定した。

12名のIASBメンバーが賛成した。

さらに、FASBは、FASBの公開草案における以下のガイダンスを削除することを暫定的に決定した。それは、企業が当初認識時に当該金融資産を契約上のキャッシュ・フローの回収と売却のどちらのために保有するのかを決定していない個々の資産をFVOCIで測定することを要求していたものである。

7名のFASBメンバーが賛成した。

次のステップ

両審議会は、それぞれの提案の他の部分を今後の会議で検討する。

■ リース

FASBとIASBは、FASB会計基準更新書案「リース（トピック842）」及びIASB公開草案「リース」に対する回答の中で受け取ったフィードバックの要約を議論した。

また、両審議会は、利害関係者が提起した論点の再審議についての計画を議論した。

両審議会は何も決定を行わなかった。

【11月21日（木）】

■ 金融商品：減損

IASBは、公開草案「金融商品：予想信用損失」（公開草案）における提案の明確化及び拡充に関する再審議を継続した。IASBが公開草案の最終基準化を進めるかどうかは、今後の会議で決定される。

今回の会議で、IASBは、公開草案での提案の以下の具体的な側面を検討した。

- a. ローン・コミットメント及び金融保証契約
- b. その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定される金融資産
- c. 減損の客観的な証拠がある金融商品に係る金利収益の計算及び表示
- d. 購入又は組成した信用減損金融資産
- e. 営業債権及びリース債権についての単純化したアプローチ

f. IFRS 第9号「金融商品」の強制発効日

アジェンダペーパー 5A：ローン・コミットメント及び金融保証契約

IASBは、リボルビング型の信用供与枠に係る予想信用損失は、未引出のコミットメントを解約できる契約上の能力を考慮すべきなのか、それとも、その契約上の能力は必ずしも信用損失に対する企業のエクスポージャーを契約上の通知期間に限定するものではないのかを議論した。IASBは、リボルビング型の信用供与枠について、次のことを暫定的に決定した。

- a. 予想信用損失（未引出の供与枠に係る予想信用損失を含む）を見積る期間は、企業が信用リスクに晒され、将来の資金引出しが回避できない期間とすべきである。

13名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。1名のIASBメンバーは欠席した。

- b. 未引出の供与枠に係る予想信用損失の割引は、引出された供与枠に係る予想信用損失の割引に用いるのと同じの実効金利又はその近似値を用いて行うべきである。

15名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。1名のIASBメンバーは欠席した。

- c. 未引出の信用枠についての予想信用損失に係る引当金は、引出された融資枠に係る予想信用損失についての損失評価引当金と一緒に表示すべきである（企業が未引出の融資枠に関連する予想信用損失を別個に識別できない場合）。

13名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。1名のIASBメンバーは欠席した。

この暫定決定に基づき、他のローン・コミットメント及び金融保証契約に係る予想信用損失は、依然として、公開草案での提案のとおり、信用を供与する契約上の義務の考慮を基礎とすることになる。しかし、これらの暫定決定をより広範囲のローン・コミットメント及び金融保証契約に適用すべきかどうかを判断するため、IASBはスタッフに追加の分析を要請した。

アジェンダペーパー 5B：FVOCIで測定される金融資産

IASBは、FVOCIで測定される金融資産に係る予想信用損失の取扱いについての公開草案での提案を暫定的に確認し、12か月の予想信用損失の認識を行わない措置を導入しないことを暫定的に確認した。

さらに、IASBは、予想信用損失は信用損失に関する経営者の予想を反映するものであることを文案作成の際に明確化することに合意した。しかし、予想信用損失の見積りに際して「最善の利用可能な情報」を考慮する際に、経営者は信用リスクに関する観察可能な市場情報を考慮すべきである。

14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。1名のIASBメンバーは欠席した。

アジェンダペーパー 5C：金利収益：計算及び表示

IASB は、金利収益の計算及び表示についての公開草案での提案を暫定的に確認した。

15名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。1名のIASBメンバーは欠席した。

アジェンダペーパー 5D：購入又は組成した信用減損金融資産

IASB は、購入又は組成した信用減損金融資産の取扱いについての公開草案での提案を暫定的に確認した。さらに、IASB は、組成した信用減損金融資産に関して追加のガイダンスを提供することに合意した。

14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。1名のIASBメンバーは欠席した。

アジェンダペーパー 5E：営業債権及びリース債権についての単純化したアプローチ

IASB は、営業債権及びリース債権についての単純化したアプローチについての公開草案での提案を暫定的に確認した。また、IASB は、リース債権についての会計方針の選択が当該債権の異なる母集団に適用可能かどうかを、リース・プロジェクトの最終確定の際にさらに検討すべきであることにも留意した。

13名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。1名のIASBメンバーは欠席した。

アジェンダペーパー 5F：IFRS 第9号の強制発効日

IASB は、強制発効日を決定できるのは、減損と分類及び測定の要求事項に関する再審議が完了し、IFRS 第9号の最終版の公表日が明らかになった後となることに留意した。

しかし、企業の計画作成を支援するため、IASB はIFRS 第9号の強制発効日は2017年1月1日以後開始する事業年度よりも早くはならないことを暫定的に決定した。

14名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。1名のIASBメンバーは欠席した。

【11月22日（金）】

■ IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビュー

スタッフは、IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビュー（PiR）のフェーズIの間に実施した協議及び活動の結果をIASBに伝えた。

フェーズIの間に収集したインプット

スタッフは、レビューのフェーズIの間に収集したインプットを2つの広い区分に分類したことをIASBに伝えた。

- a. 基準により提供される情報の有用性を扱う論点
- b. 実務上の適用の論点

さらに、スタッフは、論点のそれぞれに対する目的適合性の程度（高・中・低）を指定し、そのランク付けの論拠を示した。情報要請（RfI）に含める領域と質問の選定に役立てるためである。

情報要請についての質問案

IASBは、情報要請に含める領域及び個々の質問の暫定的なセットを検討し、スタッフにフィードバックを与えた。

次のステップ

スタッフは、暫定的な質問の更新版をIASBの検討のために2013年12月の会議で提示する。

■ 料金規制対象活動：調査研究プロジェクト

IASBは、このプロジェクトについて公表を予定しているディスカッション・ペーパーの焦点となるべき料金規制の特徴に関する議論を継続した。IASBは、以下のように実績に合わせる（true-up）調整を料金に加えることを要求する特定の料金設定の仕組みから生じる権利及び義務の分析を検討した。

- 過去の期間に係るコストないしは収益の見積金額と実際金額との差額について、あるいは、
- 業績目標の達成又は不達成に対してボーナスを支給するか又はペナルティを課す

IASBは何も決定を求められなかったが、ディスカッション・ペーパーの開発の際に対処すべきさまざまな論点に関してスタッフにアドバイスを提供した。

次のステップ

料金規制対象活動の調査研究プロジェクトに関する議論を1月のボード会議で継続する。

以上

付録 スケジュール

11月20日（水）：収益認識まではIASB単独での審議、その後はIASB/FASB合同での審議

時間	アジェンダ項目
9:00-9:05	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出
9:05-9:10	共同支配事業に対する持分の取得
9:10-9:40	IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形固定資産」 －公開草案「減価償却及び償却の許容される方法の明確化」
9:40-9:50	IFRS年次改善 2012-2014年サイクル －デュー・プロセス ペーパー
9:50-10:00	IFRS第2号「株式に基づく報酬」 －業績条件の定義：勤務期間後に達成される業績目標
10:00-10:20	料金規制対象活動：暫定IFRS
10:20-10:50	IAS第1号「財務諸表の表示」－開示イニシアティブ
10:50-11:05	休憩
11:05-12:05	IAS第1号「財務諸表の表示」 －継続企業の検討に関する開示要求
12:05-13:00	昼食
13:00-13:30	収益認識
13:30-16:00	金融商品：分類及び測定
16:00-16:15	休憩
16:15-18:00	リース

11月21日（木）：終日、IASB単独の審議

14:30-16:00	金融商品：減損
16:10-16:15	休憩
16:15-17:45	金融商品：減損

11月22日（金）：終日、IASB単独の審議

9:00-10:00	IFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー
10:00-11:00	料金規制対象活動：調査研究プロジェクト